

「就労証明書」とその他の書類について

■就労証明書は**会社の方にご記入いただく書類**です。書き損じや未記入箇所があった場合、**会社の方に修正をお願いする必要があるため**、提出前に必ずご自身でもご確認をお願いいたします。ご自身で書いていることがわかった場合は再提出になります。

■就労証明書の提出が**申込期限に間に合わない場合(修正後の再提出を含む)**は、**申込が受けられませんのでご了承ください**。

■記入例を参考にご記入をお願いします。就労証明書の裏面にも書き方が記載されているので必ずご確認をお願いします。

©和光市

提出前に必ずチェック！

- ・**父母分(65歳未満の同居親族がいる場合はその方の分も含む)の就労証明書があるか**
 - ・就労証明書に記載されている証明日は、保育園に申請する日より**3か月以内の日付**になっているか
 - ・**変則就労の方はシフト表、自営業の方は確定申告の写し等添付書類は用意できているか**
 - ・「就労時間欄」には**保育園に入園できた場合の就業規則上の契約内容(就労時間と就労日数)**が書かれているか
- 育児短時間取得予定の方も、「就労時間」欄は契約の時間を記入し、育児短時間の時間は「育児短時間勤務取得の方」欄に記入してください(未定の場合は未記入可)

勤務形態ごとの書き方について

勤務形態	記入欄と書き方(保育施設に入所できた場合の契約内容を記入)									
固定就労 (就労証明書の⑦に記入)	就業規則、就業条件等で定めている勤務の曜日にチェックし、勤務している時間を平日、土曜・日曜・祝祭日ごとに記載してください。									
7	就労時間 (固定就労の場合) ○雇用契約・就業規則等で定めている時間を記入 ○休憩時間を含む ○24時間表記で記入	<input type="checkbox"/> 平日①	時	分	～	時	分	週に	日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金
		<input type="checkbox"/> 平日②	時	分	～	時	分	週に	日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金
		<input type="checkbox"/> 土曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> 隔週 <input type="checkbox"/> その他(詳細は備考欄へ)		
		<input type="checkbox"/> 日曜日	時	分	～	時	分	<input type="checkbox"/> 毎週 <input type="checkbox"/> 隔週 <input type="checkbox"/> その他(詳細は備考欄へ)		
		<input type="checkbox"/> 祝祭日	時	分	～	時	分			
変則就労 (就労証明書の⑧に記入し シフト表 添付)	就業規則、就業条件等で定めている月間の勤務時間及び勤務日数を記載し、 直近3ヶ月分のシフト表 を添付してください。(育休中の方は、復職後の就労時間に近い期間のシフト表を提出してください。)									
8	就労時間 (変則就労の場合)	月間	時間	分勤務	月間	日勤務				
		※直近のシフト・ローテーション表等を添付してください(保育園:3か月分、学童クラブ:1か月分)					©和光市			
裁量労働制 フレックス制	就業規則、就業条件によって書き方が異なります。就労証明書上で、一日の平均就労時間と一週間の平均就労日数が明記できない場合は、シフト表等の提出が必要になります。ご不明な場合はお問合せください。									

その他注意点

■ その他証明書に書ききれない内容等がある場合は備考欄へ記載してください。

例：年に数回土日勤務がある、入所時点で異動の可能性がある 等

■ 雇用就労証明書上の記載内容と、保育園入所時の就労状況に差異がある場合は、入園決定の取り消し、退園となる場合がありますのでご注意ください。

例：就労証明書上は週5日/日8時間と記入していたが、入所決定後は週4日/日8時間以上に減った場合は入所決定の取り消しの対象となります。

（育児短時間勤務の場合は除く）

■ 申請中に就労内容に変更があった場合は、すみやかに変更後の就労証明書を提出してください。

■ 妊娠中の方は、就労証明書に加えて、出産予定表+母子手帳の写し（表紙と分娩予定日を記入したページ）のご提出が必要になります。

■ 会社規定のシフト表がない場合で変則勤務の場合、和光市様式の「直近4週間の就労実績表」に実績をご記入いただき、会社の証明をいただいたものを提出していただくことも可能です。